

岡山県県産材利用促進条例が制定されました

木材を供給する森林には、水を育む水源の涵養機能^{かん}や、大雨の時などに洪水や土砂崩れを防止する治山治水機能など、多くの公益的な機能があります。それらの機能は、活発な林業の生産活動のもと、間伐などの森林の適正な整備が行われることで、初めて十分に発揮されます。

一方、県内のヒノキ等の人工林は、本格的な利用期を迎えているものが多く、公共建築物に限らず、幅広く利用促進を図る好機となっています。

この条例は、県産材の利用促進に関する施策を総合的に推進し、健全な森林の育成並びに林業及び木材産業の持続的発展を目指して制定されました。

【岡山県県産材利用促進条例の概要】

○目的（第1条）

- ・県産材の利用の促進について、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県産材の利用の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、これらの施策を総合的に推進し、健全な森林の育成並びに林業及び木材産業の持続的な発展に寄与すること

○基本理念（第3条）

- ・県産材の積極的な活用を通じた森林資源の循環利用により、水源の涵養^{かん}、県土の保全、地球温暖化の防止その他森林の有する公益的機能を発揮

○県の責務（第4条）

- ・基本理念に即した県産材の利用の促進に関する総合的な施策の策定、実施

○県民等の理解及び協力（第5条）

- ・基本理念についての理解を深め、県産材の利用の促進に協力するよう努力

○関係事業者相互の連携及び協力（第6条）

- ・関係事業者（林業、木材の製造・流通、建築物の設計・施工に関する事業者を営む者）の相互連携・協力

○指針の策定（第7条）

- ・知事は、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、指針を策定

○推進体制の整備（第8条）

- ・行政及び関係事業者等が意見を交換し、相互に協力することができる体制を整備

○市町村に対する協力（第9条）

- ・県は、市町村が行う県産材の利用の促進に当たって取組への連携・協力

○施策の実施状況の公表（第10条）

- ・毎年、県産材の利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表